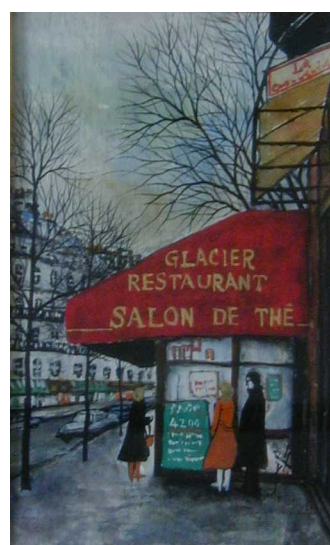


第 142 号

瓦 版 え く れ し あ

～ 集 い の 場 ～



目 次

1. ハートタイム労働法が改正されます
2. 事業主・役員・開業医も労災保険に加入できます。
3. グローバル化とフィリピン先住民
特定非営利活動法人 社会理論・動態研究所 吉田舞
4. 無料相談会のお知らせ
5. 外国人労働者関連のニュースから
6. ケラメイコス 原点回帰
7. 本の紹介 フィリピンの小さな産院から 富田江里子 著
8. 今月の言葉

パートタイム労働法が改正されます

平成 27 年 4 月 1 日施行

労働法の改正が頻繁に行われていますが、いい方向に行っているのか、悪い方向に行っているのかよく分かりません。派遣法の改正などは非正規労働者を拡大する方向の施策ですし、労働契約法第 20 条や平成 27 年 4 月 1 日施行となるパートタイム労働法の改正はそうした方向に併せて正規・非正規間での労働条件の差別をなくす施策と考えられます。こうした方向が進んでいけば正規職員対象の企業内労働組合とは別に産業別労働組合なり、全国的に組織化された非正規労働者を対象とした労働組合が構築され、非正規労働者を組織化していかなければその権利を守っていくことは難しいのではないのでしょうか。同時に、最低賃金の嵩上げと並行して同一労働同一賃金の実現を推進していく必要があると思います。単純にいくはずはないし、今後どのような形態に動いていくのか分かりませんが年金問題や医療保険の問題等との関係の中で模索されていかなければならないはずで

正規労働者以外の労働者の呼称には、パートタイム労働者(純然たるパートとフルタイム)、契約社員や嘱託社員など様々な呼び方があります。パートタイム労働法が対象としているのは呼称の如何を問わず正社員より労働時間が短い労働者を指しています。従って、正社員と同じ時間働いていればこの法律は適用されません。しかし指針を見ると「所定労働時間が通常の労働者との同一の有期契約労働者については、短時間労働者法第二条に規定する短時間労働者に該当しないが、短時間労働者法の趣旨が考慮されるべきであることに留意すること」とされています。また労働契約法第 20 条(注 1)には期間の定めがあることによる不合理な労働条件の禁止が定められています。こうしたことを併せて考えれば労働時間の長短にかかわらず正規労働者と同じような

働き方をしている労働者については合理的に説明のできない待遇の格差があれば是正していく必要があるといえます。

そうした趣旨からパートタイム労働法 第8条(短時間労働者の待遇の原則)が新設されました。

事業主が、その雇用する短時間労働者の待遇を、当該事業所に雇用される通常の労働者の待遇と相違するものとする場合においては、当該待遇の相違は、当該短時間労働者及び通常の労働者の業務の内容及び当該業務に伴う責任の程度(以下「職務の内容」という。)、当該職務の内容及び配置の変更の範囲その他の事情を考慮して、不合理と認められるものであってはならない。

短時間労働者の活用の仕方によっては正社員と労働条件に格差があっても当然ですが、その格差は合理的に説明できる範囲でないといけないこととなります。しかし正社員と同じ働き方をしているグループについてはこれまでは期間の定めのない短時間労働者に限られていましたが今回の改正で全面的に差別的取り扱いが禁止(第9条)(注2)されました。従って。職務の内容が正社員と同一であり人材活用の仕組みが正社員と同一な短時間労働者全員について賃金、教育訓練、福利厚生施設の利用をはじめ全ての待遇について正社員と同等の取扱が義務付けられることになりました。

一方、職務の内容や人材活用の仕組みが正社員と違う補助的業務に従事する短時間労働者に対しては従来通り直接職務とは関係のない手当を除いて通常の労働者との均衡を図ることを努力義務としています。直接職務と関係ない手当として、通勤手当、退職手当、家族手当、住宅手当、別居手当、子女教育手当が例として挙げられています。ただ通勤手当については施行規則が改定され実費支給でなく一律支給の場合には職務に関連して支払われる手当とみなされることになりました。

以上は短時間労働者に関する来年4月から改正される主要な部分ですが、労働契約法第20条は期間の定めがある社員に対しては労働条件での差別はあってもそれが不合理なものであってはいけないという規定ですが、パートタイム労働法では労働時間が短くても同じ働き方をしていれば差別的取り扱いの禁止が明言されています。この辺りのことをどのように運用していけばいいのでしょうか。少なくとも賃金面については全ての手当類を同じ条件とする必要まではないが状況に応じた合理的な説明ができる範囲での落としどころを考えていく必要があるのではないのでしょうか。

(注1) 労働契約法 第20条 (正規職員との労働条件差別の禁止)

有期労働契約を締結している労働者の労働契約の内容である労働条件が、期間の定めがあることにより同一の使用人と期間の定めのない労働契約を締結している労働者の労働契約の内容である労働条件と相違する場合においては、当該労働条件の相違は、労働者の業務の内容及び当該業務に伴う責任の程度(以下この条において「職務の内容」という。)、当該職務の内容及び配置の変更の範囲その他の事情を考慮して、不合理と認められるものであってはならない。

(注2) パートタイム労働法 第9条(通常の労働者と同視すべき短時間労働者に対する差別的取扱いの禁止)

事業主は、職務の内容が当該事業所に雇用される通常の労働者と同一の短時間労働者(第十一条第一項において「職務内容同一短時間労働者」という。)であって、当該事業所における慣行その他の事情からみて、当該事業主との雇用関係が終了するまでの全期間において、その職務の内容及び配置が当該通常の労働者の職務の内容及び配置の変更の範囲と同一の範囲で変更されると見込まれるもの(次条及び同項において「通常の労働者と同視すべき短時間労働者」という。)については、短時間労働者であることを理由として、賃金の決定、教育訓練の実施、福利厚生施設の利用その他の待遇について、差別的取扱いをしてはならない。

事業主・役員・開業医も労災保険に加入できます。

【労災事故の対象となる事故】

労災保険は正社員、パートやアルバイト等を使用する事業所は必ず加入しなければいけません。労災保険が対象としている事故は仕事と通勤途中に発生した事故による傷病です。

【給付内容】

これらの労災事故に対して医療費や休業補償また障害が残った場合の補償また死亡に関しての給付がなされます。

【未加入の場合のペナルティー】

もし労災保険に加入していない期間中に対象となる事故が発生すればその時に加入することもできますが、未加入期間の保険料に併せて保険給付額の100%又は40%のペナルティーが徴収されます。

【会社が手続しないとき】

また労災保険に加入中また加入しないまま事故が発生し、手続を取らない場合には、被災者側が労働基準監督署に申告すれば給付を受けることができます。この場合、慰謝料を始め次項の問題も発生します。

【労災保険以外に損害賠償の請求がある】

業務中に発生した事故に対する責任は労災保険からの給付で完了するわけではなく、安全配慮義務違反等により被災者から損害賠償請求を受けることとなります。この額は数千万円に及ぶことも少なくないため民間の労災補償上乘せ給付と損害賠償保険への加入も検討課題といえます。

【役員等の特別加入】

この労災保険は労働者を対象としているため事業主や役員は除かれていますが、中小企業については労働保険事務組合に労働保険の委託をすることによって特別加入の制度が設けられています。事務組合には、社労士、商工会、民商、同業者の組合等があります。

【開業医の場合】

開業医については在宅医療も増え、また自宅と診療所間の異動時の事故に備えて加入の検討も必要かと考えます。医師会が労働保険事務組合を設立しているのでこれを通じて加入出来ます。

【労災保険料の額（1年間の額）】

(1) 一般の労働者

労災保険料の額は、1年間の賃金の合計額に保険料率を乗じた額です。

小売業の場合（1年間1千万円の賃金を支払った場合）

$$1000 \text{ 万円} \times 3.5 / 1000 = 3.5 \text{ 万円}$$

(2) 特別加入の場合

休業補償等の基礎となる日額を5千円から2万円までの範囲で選び、次のように計算します。

小売業の場合（基礎日額を1万円とした場合）

$$\text{基礎日額} \times 365 \text{ 日} \times \text{労災保険料率} = \text{労災保険料}$$

$$1 \text{ 万円} \times 365 \text{ 日} \times 3.5 / 1000 = 12,775 \text{ 円}$$

【雇用保険への加入】

週20時間以上働く労働者を雇用していれば雇用保険への加入も必要になります。

【雇用保険料の額（1年間の額）】

小売業の場合（1年間1千万円の賃金を支払った場合）

$$1000 \text{ 万円} \times 13.5 / 1000 = 13.5 \text{ 万円}$$

内 労働者負担分(5/1000) 5万円を毎月の賃金から徴収するため差引負担額は8.5万円。

グローバル化とフィリピン先住民

特定非営利活動法人 社会理論・動態研究所

吉田舞

今回は、フィリピン先住民アエタの文化についてみていきたい。アエタ社会には、バンディ（Bandi）と呼ばれる特有の婚資の慣習がある。しかし近年、貨幣経済や平地社会との接触のなかで、その慣習が変容している。筆者が滞在していたサパ集落（仮名）では、バンディが省略されたり、簡略化される事例が増加している。

バンディとは、結婚前に男性の家族が女性の家族に物品や現金を贈る婚資のことを指す。男女の家族により、結婚の意志が確認されると、村の長老たちが集まり、バンディの内容が協議される。バンディの内容は、女性のアエタ社会内での位置（年齢、離婚歴、学歴など）や、男性側の支払い能力（経済的事情など）を考慮して決定される。具体的には、水牛や豚、ヤギなどの家畜、コメ、家電製品、現金などが贈られる。

慰撫財としてのバンディ

バンディに関しては、これまで、文化人類学の分野で着目されてきた。ある人は、バンディは『慰撫財』としての機能をもつという。つまり、バンディには、結婚により、女性の性が奪われるために生じる家族の怒りをなだめる、『慰撫財』という性格がある。さらに、バンディには、村落内の亀裂を修復する機能があった。20世紀初頭には、アエタの結婚慣行に、「奪略婚」（wife-kidnapping）があった。気に入った女性との結婚の交渉がうまく進まない場合、男性が女性を誘拐して妻にしてしまうというものである。しかし連れ去った後は、男性の方から女性の家族に多額の贈り物をして、平和的に問題を解決しようと努力していた。サパ集落でも、かつては、奪略婚のように、男性に強引に山に連れていかれた女性がいた。近年ではそのような「事件」は滅多にないが、駆け落ちは、50代、60代になる親の世代でもあったといわれる。当時の駆け落ちは、親に認めてもらう目的であることが多く、駆け落ち後は、再び親と連絡を取り、バンディの手続きに入るものが多かった。



アエタの結婚式。最近では民族衣装ではなく、ウエディングドレスを着るこ

変容するバンディ観

しかし近年は、男性がバンディの負担を避けるためにわざと駆け落ちをするケースも現われている。通常、バンディは高めに設定されるため、提示されたバンディをすぐに支払える男性は少ない。例えば、ある家では、水牛一頭を要求されたが、その家での唯一の家畜であったため、すぐに渡してしまうと一家の生活が成り立たなくなる。そこである時は、親戚から借金をして他の水牛を買うこともある。また、それさえも難しい場合は、バンディの支払いが終わるまで、男性が女性の家に同居して労働力として働くこともある。このように、バンディは、男性側の家族に経済的な負担を強いるという一面もある。

このような背景から、バンディを避けるために駆け落ちをした場合、親族とは絶縁状態になるためバンディの手続きも行なわれない。男性は、怒りを宥めるところか、双方の家族の亀裂を埋めるためのバンディも拒否していることになる。かつての奪略婚は、バンディをもって「集団社会が再編」されるという働きを有していた。しかし今日では、このような行動は、社会関係を再編するどころか、集団との亀裂を深め、アエタ社会の編成を解体するものでしかなくなった。

また、かつては、バンディが「アエタ女性の社会的位置を決める」役割も果たしていたとされるが、近年では「婚資を交わす慣習は生産的ではない」、「若い二人が家庭を築いていかなければならないのに、男性の負担になるだけだ」などの理由により、簡素化されたり、省略されるようになった。

バンディ変容の意味

バンディに対する考え方が変容してきたとはいえ、バンディが、今日のアエタの生活スタイルに合わない、完全に否定されているわけでもない。実際に、サパ集落では、アエタ同士の結婚の場合、今でもバンディを伴う結婚の方が多い。とはいえ、バンディをめぐる伝統的な価値観は、特にピナトゥポ山噴火後、あきらかに変容しつつある。

バンディの変容の背後には、アエタの人びとの生活の変容がある。その変容を促しているもの、それは、貨幣経済の浸透、平地社会との接触の拡大である。かつて人びとは、貧しくとも相互に扶助しあう共同体をもっていた。そこには、「貧困の共有」があった。しかし今日のアエタ社会では、そのような相互扶助を行なう経済的基盤が解体されつつある。バラバラになっていく共同体のなかで、人びとは限られた収入機会を駆使し、どうにか毎日の生活をやりくりしている。アエタのバンディ観は、このような環境のなかで揺らいでいるのである。



集落の行事で民族衣装を着る子どもたち[2003年 筆者撮影]

身近な法律相談会(第9回)

日 時 平成27年 2月 8日(日)
13時 ~ 17時 (受付終了は16時)

会 場 カトリック幟町教会 多目的ホール
広島市中区幟町 4-42
教会の駐車場は使用できません。

どなたでもご来場ください。

外国人の方は可能であれば母国語の通訳をご同伴ください。

相談員	弁護士	: 近藤 剛史	税理士	: 碧山 裕二
	弁護士	: 藤井 なつみ	司法書士	: 金崎 文明
	弁護士	: 田奥 明生	社労士	: 小松 公寛

共催: 法律相談室 響き / フィリピン人労働者を支援する会

お問合せ先 千瑞穂法律事務所内 弁護士 近藤剛史
電話 082-962-0286
広島市中区鉄砲町1番20号第3ウエノヤビル7階

外国人労働者関連のニュースから

時給300円、休みは年に数日 抗議したら強制帰国 海外からも厳しい目に

2014/12/28 (共同通信)

労働力不足を補うため、安倍政権が成長戦略で拡充をうたう外国人技能実習制度で賃金不払いや長時間労働などが後を絶たない。海外からも厳しい目が向けられており、労働組合関係者や支援者らは「このまま実習生を増やせば問題が深刻化する一方」と制度の見直しを訴える。

「こんな目に遭うために日本に来たんじゃないのに」。実習生として岐阜県内の縫製工場で働いていた中国人女性(41)は、毎月の給料が振り込まれていた口座の通帳を見つめた。女性によると、婦人服を作っていた岐



実習生として働いていた中国人女性の通帳 = 5日、岐阜県内

阜の工場では、他に中国人実習生7人が働いていた。勤務は1日約15時間、日曜日も夕方まで。残業は月200時間に上り、休みは正月の数日しかなかったという。月給は約12万円。県の最低賃金は現在、時給738円だが、会社からは基本給が5万円、残業代は時給300~400円と説明された。女性は「中国では休みもあった。今は家族とも離れ離れだ」と憤る。

11月上旬、最低賃金のことを知った女性が是正を求めると突然解雇され、帰国を強制された。女性は、数日のうちに中部国際空港に連れて行かれ、出国ロビーの公衆電話から実習生の支援をする労働組合スタッフに助けを求めた。

現在、会社には未払い分を請求しているが、交渉は止まったまま。会社は、社長の不在を理由に取材に応じない。こうして支援団体に駆け込んだ実習生も、交渉が長期化して帰国してしまうケースは多い。取材の後、政府の制度拡充政策の話をする、女性は声を荒らげた。「帰ったらみんなにこう言う。『日本には行くな』と」

全労働省労働組合の委員長で、労働基準監督官を長く務めた 森崎巖さんによると、労基署も指導監督はしているが、日本の監督官の数は欧米に比べて少なく、チェック機能には限界がある。

森崎さんは「実習生は職場に縛り付けられ、転職の自由がない。経営者は技術を教えるのではなく安い労働者としてしか考えていない。制度自体をやめるべきだ」と話す。(宮川さおり、西村誠)

日本の次世代にも影響

実習生の人権保護に取り組む「移住労働者と連帯する全国ネットワーク」の 鳥井一平 (とりい・いっぺい) 事務局長の話 労働力不足で外国人の力を借りること自体は否定しないが、技能実習名目でごまかすべきではない。日本人と同じ権利が保障されるきちんとした仕組みで、正規の労働者として受け入れる必要がある。安価な労働力で穴埋めするという人権軽視を許せば、日本の次世代の働き方にも影響を及ぼす。外国人だけの問題ではない。(宮川さおり)

外国人技能実習制度

外国人技能実習制度 習得した技術を母国の経済発展に役立ててもらおう趣旨で、外国人実習生を日本の企業などで最長3年間受け入れる制度。1993年に導入、2013年末の実習生は約15万5千人で、中国、ベトナムからが多い。繊維・衣服や機械・金属関係、農業、建設など業種は多岐にわたる。実習生には日本の労働者と同様、労働関係法が適用されるが、人権侵害や賃金不払いの問題が国内外で指摘される。受け入れ拡大を打ち出す政府は実習生保護のためとして、企業に立ち入り調査権限を持つ監督機関を新設する方針。

漁船と砂利運搬船が衝突、2人死亡 広島県呉市沖

朝日新聞デジタル 2014年12月18日 11時13分

18日午前6時ごろ、広島県呉市音戸町の「音戸大橋」の南南西約300メートルの海上で、砂利運搬船「第5高神丸（こうじんまる）」（635トン、乗組員3人）と音戸漁協所属の漁船「重宝丸（しげほうまる）」（19・99トン、乗組員3人）が衝突し、重宝丸が転覆した。

重宝丸に乗っていたインドネシア国籍の男性（24）＝呉市音戸町＝は第5高神丸に救助されたが、船長の名原努さん（45）＝同＝と、インドネシア国籍のヌルル・ザマンさん（24）＝同＝が船内から心肺停止状態で見つかり、2人とも搬送先の病院で死亡が確認された。

呉海上保安部によると、重宝丸はカキの養殖作業のために出港し、第5高神丸は鋼材を運搬中だったという。当時の天候は晴れで、視界は良かったという。インドネシア国籍の2人は技能実習生。同保安部が衝突原因を調べている。広島地方気象台によると、注意報や警報は出ていなかった。

ケラメイコス

原点回帰

これまで新しい1年に向かっての抱負や目標など考えたこともありませんでしたが、どういう訳か、ふと「原点回帰」との言葉が浮かんできました。確かにこれまでもいろいろやりたいと思いながら何もせず掛け声だけで終わったものは数知れずあります。聖書を読もうと言うのもそうでした。聖書を読んでも仕方がないという思いもありますし、禅の本に帰っていくのも一つですし、どっちにしたところで頭の中の話でしかありません。行動を起すとなると朝7時のミサに出たり、お寺さんに参禅することかもしれませんがなかなかお尻が重くなってしまいます。やきものなどの趣味については、いまさらとの思いもありませんが関心を持って追いかけることは元気の源であるため再度思いを新たにすることは必要なことかもしれません。やきもの収集の原点は我が家において普段から使用していた古いお皿やお碗などかもしれませんが自分で買ったものとすればこのぐい呑になります。就職した年に営業所の人たちと山陰に日帰りゴルフに行ったとき道路沿いの直売所の様な所の一個300円と書かれたザルの中に入っていたものでした。飾り気もない、素直な形をしたものです。失っていても不思議ではないのですが、かなり以前にガラクタを入れた箱から食器棚の中に移していました。こった形のものとか、ゴツゴツとしたパット目を引かれる様なものを集めていた時代はもちろんのこと、数名の作家のものに関心が移ったときも見向きもしなかったのですが、知らず知らずのうちに作為が目立たない、自然な形をしたものへ関心が移るにしたがってこのぐい呑を思い出したのかもしれません。造形として面白いモノまた日常飽きることもなく使えるものとなると自ずと向かうところが異なってきます。そういった面では「用の美」を中心に置いた民芸運動と同じ方向なのかもしれませんが民芸関係のパターン化したものは今一つ好きになれないところがあります。しかしそうした運動以前に焼かれたものには面白いものがあるように思います。その一つが沖縄の独特の形をした黒い徳利です。容量も1合程度とてごろなので関心を持って眺めているだけでしたが、今年は心を改めて手に入れなければならないと思いながらも果たして思うようなものが出てくるのか心配しています。あとは少し厚めな出来で、ぐい呑に手ごろな古伊万里の口茶碗と初期伊万里の杯と思いは膨らんでいきます。当然ここの所感心を持っている日本刀も候補に挙がります。二つ胴などと書かれた刀も出てきて血にまみれたものかもしれませんが、美術品である前に人殺しの道具と割り切って祖父の集めていた刀への原点回帰も課題として挙がってきています。ただ刀が造られだした頃から偽物が横行していた魑魅魍魎の世界に分け入るにはそれなりに勉強が必要なので本を数冊買ってきて勉強中となりました。「お前が死んだらガラクタの処分に困る」と子供たちの声が聞こえてきそうです。。



本の紹介

フィリピンの小さな産院から

富田江里子 著 石風社 1,800円

この本の舞台は、ルソン島の西側にあるピナツボ火山が1991年に大噴火を起こした後に被災民に対して開かれたマンガハン再定住区にある著者が運営する産院です。産院での活動を通して出産を巡る様々な問題、民間医療との関係やお金を支払えなければ病院にもかかれず、治療も途中で打ち切られたり、また治療が受けられたとしても裕福な人とは違い、人権が無視された状況下でお産をさせられ命を失う子供も少なくないなど、私たちの常識からは考えられない話が展開されていきます。特に若年者の出産や闇中絶も頻繁に行われそれに失敗した結果、片目が無かったり、手が無いと言った障害を持って生まれてくる子もいるようです。ジャバユキさんの子供のことや実家の生活のことなど溜息しか出ない世界が展開されています。ただ救いになるのは次の言葉でした。「途上国では、老人も障害を持つ人も赤ちゃんもすべて一緒に暮らしている。普段から彼らがどういう特性を持つ人かを肌で感じて生きている。だから、あらゆる場面で適切な支援の手が当たり前のこととして差し伸べられる。たとえば赤ちゃんを連れていけば、どこでも人が親しげに話しかけて子どもと遊んでくれるし、バスや電車の席はどんな満員でも絶対に譲ってもらえる。子供が泣こうが駄々をこねようが、そこで文句を言う人や冷たい視線を飛ばす人は皆無だ。泣いている赤ちゃんがいれば、誰でも心配になってしまうのがこの国の人々なのだ。」しかしこうした状況と同時に「両親のどちらかが、子どもも何もかも捨てて逃げだすことは実は珍しいことではない。子どもを置いて逃げても、ここでは罪にならない。もともと日本のように絶対に母親が子育てするものという観念も希薄で、誰か育てられる人(多くは血縁者)が育てる。」と言うことも普通にあるようです。ただこの辺りのことは周りを見回してみてもなんとなく納得してしまうのですが、中流以上の生活が安定した人達との関係でも同様なのかと考えてしまいます。フィリピン関連の本としては真面目な内容であり、かつ楽しく読める本でした。

言葉

皆さんにお願いします。

奴隷状況にある人に、それぞれの役割と責任に応じて兄弟愛のわざを行ってください。個人として、共同体として、自らに問いかけましょう。・・・

神はわたしたち一人ひとりに、「おまえの兄弟姉妹に何をしたのか」(創世記4・9-10)とお尋ねになることを、わたしたちは知っています。現在、大勢の兄弟姉妹の生活を苦しめている無関心のグローバル化に対処するためには、わたしたち全員が、連帯と兄弟愛のグローバル化を実現させる必要があります。そうすれば、彼らは、新たな希望を抱き、現代のさまざまな問題に直面しても新しい展望のもとに勇気をもって歩むことができるでしょう。その展望は、彼らが切り開くものであると同時に、神によってわたしたちの手にゆだねられたものでもあるのです。

2015年「世界平和の日」教皇メッセージ (2015年1月1日)

発行所

医事業務支援センター・小松社会保険労務士事務所

フィリピン人労働者を支援する会

〒734-0045 広島市南区西本浦町14-11-511

携帯 090-7590-0215 Tel・Fax 082-285-9039

e-mail k.komatsu@do.enjoy.ne.jp <http://srk2002.com/>

平成27年 1月 1日 発行